

長浜市告示第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年7月29日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 都市計画の種類
彦根長浜都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 長浜市祇園町の一部
- 3 変更内容
彦根長浜都市計画区域における区域区分の見直しに伴う用途地域の変更
- 4 縦覧場所
長浜市八幡東町632番地
長浜市都市建設部都市計画課
（長浜市庁舎管理規則（平成18年長浜市規則第19号）第3条第1項に規定する開庁時間に限る。）